

8. 健康福祉

○社会福祉

1. 社会福祉団体育成事業

地域に根ざした福祉サービスを提供している長浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対し、協議会が行う社会福祉事業や長浜市社会福祉センターの維持・管理に要する経費に対して補助を行っています。

また、地域福祉の増進に寄与することを目的に自主的な活動を実施する福祉団体に対して補助を行っています。

2. 民生委員・児童委員活動推進事業

地域住民の連帯と福祉の向上を目指し、援助と相談等を行う民生委員・児童委員の活動に対して必要な支援を行っています。

- ・民生委員・児童委員…定数325人（うち主任児童委員30人）

- ・「例会」：月1回開催（市内15の地区毎）

- ・長浜市民生委員児童委員協議会

 - 「理事会」：月1回開催 「総会」：年1回開催

 - 専門部会等を設置…高齢福祉部会、児童福祉部会、しょうがい福祉部会、主任児童委員連絡会、広報委員会

3. 福祉バス運行事業

社会福祉事業の振興を図り、自主的な社会活動の円滑化を図るため、地域福祉事業に取り組む団体を対象に福祉バスを運行しています。（社会福祉協議会へ事業委託）

【令和3年度運行実績】

運行台数 18台（大型：4台、中型：5台、小型：9台、リフト付：0台）

利用者数 259人

走行距離 2,690km

4. 結婚支援事業

地域福祉の側面から、定期的に行う結婚相談と出会いの機会を創出する結婚活動支援等を行っています。

- ・市内2会場において、相談会をそれぞれ月4回開催

- ・出会いの機会を創出するイベントへの補助事業などを実施

【令和3年度実施状況】 イベントへの補助：0件、相談員セミナーの開催：1回

5. 地域の見守り支援事業

社会福祉事業の一環として、市内各種事業者（新聞販売店、ガス会社、宅配業者等）にご協力をいただき、安心して暮らせるまちを目指して、地域の見守り支援を行っています。

【協定締結事業者】 34事業者（令和4年度当初時点）

○生活福祉

1. 生活保護の状況

区 分	令和2年度			令和3年度		
	世帯数	人 員	扶助額	世帯数	人 員	扶助額
	世帯	人	千円	世帯	人	千円
生活扶助	7,849	10,327	415,444	7,768	10,104	409,371
住宅扶助	6,529	8,638	200,631	6,477	8,445	199,544
教育扶助	455	650	6,431	427	581	5,017
介護扶助	2,385	2,461	45,612	2,435	2,505	43,844
医療扶助	8,386	10,419	847,628	8,403	10,198	859,212
出産・生業・葬祭扶助	336	352	9,039	253	272	9,636
施設事務費			51,301			52,510
合 計	—	—	1,576,086	—	—	1,579,134

(注) 世帯数・人員は年間延数

2. 生活保護率・世帯数・人員の推移

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人員	1,185	1,230	1,212	1,173	1,108	1,056	1,013	997	982	944
世帯数	803	831	831	821	788	774	749	745	749	741
保護率	9.50	9.97	9.91	9.65	9.19	8.82	8.53	8.44	8.36	8.18
申請件数	147	115	102	69	80	80	83	87	81	71
開始件数	132	103	90	61	64	70	81	77	83	69
廃止件数	95	111	94	93	76	102	82	77	79	73

(注) 人員・世帯数・保護率は、毎年4月1日現在 申請・開始・廃止件数は、当該年度総数

3. 行旅病人（死亡人）等の救護

救護者がいない行旅病人及び死亡人の取扱並びに行旅困窮者の救護を行います。

【令和2年度】

行旅病人・死亡人取扱件数 3件
 行旅困窮者救護（回数券等給付等）支給金額 21,580円

4. 住居確保給付金支給事業

離職者で就労能力及び就労意欲のある市民に対し、住宅の確保及び住宅喪失の予防を行い、就労機会の確保を支援します。

【令和3年度】 支給人数106人 支給延月数345か月 支給総額11,669,100円

○しょうがい福祉

1. 「長浜市しょうがい福祉プラン」

本市では、しょうがい福祉を推進するため「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定しています。この計画では、市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を基本理念としています。この基本理念の実現に向けて取組を進めています。

2. 手帳制度

身体、知的、精神にしょうがいのある人に、各種保健福祉サービスや援助事業を受けるための手帳が交付されます。

〔「身体障害者手帳」所持者の状況〕

しょうがいの種別	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内 部	計
1・2級	181人	95人	6人	765人	832人	1,879人
3・4級	33人	78人	41人	1,118人	520人	1,790人
5・6級	42人	88人	—人	560人	—人	690人
計	256人	261人	47人	2,443人	1,352人	4,359人

(令和4年4月1日現在)

〔「療育手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	最重度(A1)	重度(A2)	中度(B1)	軽度(B2)	計
18歳未満	37人	64人	64人	141人	306人
18歳以上	173人	185人	308人	429人	1,095人
計	210人	249人	372人	570人	1,401人

(令和4年4月1日現在)

〔「精神障害者保健福祉手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	1級	2級	3級	計
人 数	87人	576人	335人	998人

(令和4年4月1日現在)

3. 「長浜市しょうがい者自立支援審査会」

障害者総合支援法のしょうがい福祉サービスの利用には、区分1から6までの段階で表される「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。認定は、国で定められた項目による心身状態に関する調査結果と医師意見書の資料を基に、審査会で判定を行う仕組みとなっています。

本市では、「長浜市しょうがい者自立支援審査会」を設置し、医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する17人の委員により、合議体を3組編成し、多面的な視点による審査を実施しています。

この審査会は、地方自治法に基づく事務委託を米原市から受け、米原市分と一緒に審査を実施しています。

〔審査判定の状況（のべ人数）〕

		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
31 年度	長浜市	0人 0%	0人 0%	40人 15.8%	72人 28.5%	55人 21.7%	34人 13.4%	52人 20.6%	253人 100.0%
	圏域 全体	0人 0%	0人 0%	58人 17.4%	95人 28.5%	71人 21.3%	45人 13.6%	64人 19.2%	333人 100.0%
R2 年度	長浜市	1人 0.4%	0人 0%	46人 16.1%	79人 27.7%	63人 22.1%	33人 11.6%	63人 22.1%	285人 100.0%
	圏域 全体	1人 0.3%	3人 0.8%	63人 17.3%	94人 25.8%	71人 19.5%	40人 11.0%	92人 25.3%	364人 100.0%
R3 年度	長浜市	0人 0%	0人 0%	51人 14.7%	93人 26.8%	83人 23.9%	46人 13.3%	74人 21.3%	347人 100.0%
	圏域 全体	0人 0%	3人 0.7%	68人 15.0%	115人 25.3%	107人 23.6%	65人 14.3%	96人 21.1%	454人 100.0%

4. しょうがい福祉サービス（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体、知的、精神にしょうがいのある人や児童の保護者がサービスを選択し、サービスを提供する事業者や施設と契約してホームヘルプサービスや生活介護・就労支援等のサービスを利用すると、障害者総合支援法に基づきその費用が給付されます。

なお、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。

〔支給決定者数〕 ※複数のしょうがいがある人は、主たるしょうがい区分にて計上

サービス	知的 しょうがい者	身体 しょうがい者	精神 しょうがい者	児童	計
居宅介護	136	117	96	13	362
重度訪問介護	3	7	0	0	10
行動援護	31	3	0	9	43
同行援護	2	43	1	0	46
療養介護	7	22	0	0	29
短期入所	142	32	9	14	197
生活介護	275	82	22	0	379
施設入所支援	86	36	0	0	122
共同生活援助	87	8	17	0	112
自立訓練〔機能訓練〕	0	1	0	0	1
自立訓練〔生活訓練〕	4	0	8	0	12
宿泊型自立訓練	0	0	6	0	6
就労移行	12	0	18	0	30
就労継続支援〔A型〕	74	25	37	0	136
就労継続支援〔B型〕	187	41	104	0	332
就労定着支援	7	0	10	0	17
地域移行・定着支援	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	218	218
放課後等デイサービス	0	0	0	211	211
保育所等訪問支援	0	0	0	19	19

（令和4年4月1日現在）

5. 補装具費の支給（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体の機能を補う用具（車いす、義肢、補聴器等）が必要な人に、各物品等に定められた国の基準に従い「補装具費」として費用を支給します。自己負担は、費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔支給件数〕（交付） 身体しょうがい者 108件
（修理） 身体しょうがい者 102件 （令和3年度）

6. 自立支援医療「更生医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある人（18歳以上）が程度を軽くし、能力を回復するための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 433件 （令和3年度）

7. 自立支援医療「育成医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある児童等（18歳未満）が、生活能力を得るための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 22件 （令和3年度）

8. 自立支援医療「精神通院医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

精神にしょうがいのある人が、精神科に通院して疾患の治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付決定者数〕 1,707人 （令和4年4月1日現在）

9. 相談支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

しょうがいのある人の福祉に関する様々な問題について、しょうがいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止や早期発見及び権利擁護や成年後見制度利用のための関係機関との連携調整など、必要な援助を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を設置し、地域の関係機関の連携強化を図っています。また、令和元年度より、「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を設置するとともに、相談支援事業所に機能強化員を配置することにより、生活上のアドバイスやサービスの利用についての総合的な調整を図っています。

- しょうがい者相談支援事業
- 相談支援機能強化事業
- 働き暮らし応援センター事業
- 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業

10. 意思疎通の支援（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚等にしょうがいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。本市しょうがい福祉課には手話通訳士を配置しています。

11. 日常生活用具の給付（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人の自立生活を支援するための日常生活用具（特殊寝台、拡大読書器等）やストマ装具などを給付します。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔給付件数〕 4,721 件 (令和3年度)

12. 日常生活用具の特例給付事業

日常生活用具給付事業でストマ装具又はおむつの給付を受けている人が、月当たりの給付基準を超えて自費購入した場合、半額分を給付します。なお、月当たりの給付上限額が定められています。

〔給付件数・ストマ〕 633 件

〔給付件数・おむつ〕 110 件 (令和3年度)

13. 移動支援事業 (障害者総合支援法：地域生活支援事業)

屋外において移動に困難のあるしょうがいのある人等に対して、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための介護者の派遣を行います。

利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 194人、11,017時間、31事業所 (令和3年度)

14. 地域活動支援センター (障害者総合支援法：地域生活支援事業)

地域活動支援センターは、在宅のしょうがいのある人が通う施設で、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などの支援を行います。専門職員による各種相談、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業が実施されます。

○地域活動支援センターI型基礎的事業

○地域活動支援センターI型機能強化事業

15. 訪問入浴サービス (障害者総合支援法：地域生活支援事業)

身体に重度のしょうがいのある人の自宅に訪問して入浴サービスを提供します。

〔利用者数〕 実利用者数 17人、1,378回、4事業所 (令和3年度)

16. しょうがい者生活支援事業 (障害者総合支援法：地域生活支援事業)

各種サービスの利用相談や福祉機器の利用の助言、趣味余暇活動の支援、ピアカウンセリング、パソコン教室、音楽療法教室などを実施します。

17. 精神しょうがい者生活支援事業 (障害者総合支援法：地域生活支援事業)

精神にしょうがいのある人に対して日常生活の相談や生活指導等を行う団体活動を支援します。

〔実施状況〕 対象団体 2団体、登録相談員数 8人 (令和3年度)

18. 日中一時支援事業 (障害者総合支援法：地域生活支援事業)

しょうがいのある人・子どもに対して、日中にサービス事業所や施設等で活動の場所を提供し、見守りや短時間保護、社会適応訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 144人、29事業所 (令和3年度)

19. 音訳広報の発行 (障害者総合支援法：地域生活支援事業)

「市議会だより」の音訳版を市内ボランティアグループに協力いただいて作成し、対象者にお届けしています。

20. 手話奉仕員養成事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚にしょうがいのある人への理解と認識を深め、日常生活での手話によるコミュニケーションと交流活動を促進することを目的として「手話奉仕員養成講座」を開催し、将来的な手話通訳者や手話ボランティアとして地域で活躍する人材を育成します。

21. 自動車の改造費・操作訓練費の助成（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

肢体に重度のしょうがいのある人またはその介護者が運転する自動車の改造費、身体にしょうがいのある人の運転免許取得経費について10万円を限度に助成します。

改造費助成の場合には所得制限があります。

〔支給件数〕（令和3年度）

「改造費助成」 9件（本人用 3件、介護者用 6件）

「操作訓練費助成」 2件

22. 住宅改造費の助成

視覚又は肢体に重度のしょうがいのある人若しくは重度の知的しょうがいのある人が居住している住宅を改造する費用を助成します。

所得制限があります。助成上限額が定められています。

〔支給件数〕 6件 （令和3年度）

23. 福祉手当の支給

心身に重度のしょうがいのある在宅の人や児童、または中度以上のしょうがいのある在宅の児童を養育する人に手当を支給します。

〔支給件数〕	「特別障害者手当」	139件	
	「障害児福祉手当」	83件	
	「福祉手当（経過措置）」	3件	
	「特別児童扶養手当」	195件	（令和3年度）

24. 精神しょうがい者医療費助成

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人に、医療費の自己負担額を助成します。所得制限があります。1級の人には全科の入院・外来医療費、2級の人には精神疾患を治療している外来医療費を対象に助成します。

〔助成決定者数〕（1級） 72人、（2級） 457人 （令和4年4月1日）

〔内訳（重複有）〕（【 】は助成区分番号）

「精神しょうがい者／児【70】」 440人

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人で、自立支援医療(精神通院)支給認定者

「精神しょうがい老人【75】」 52人

精神しょうがい者【70】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者

「重度しょうがい者／児【47】」 52人

「精神障害者保健福祉手帳」1級の人（精神科通院時は【70】を使用）

「重度しょうがい老人【85】」 20人

重度しょうがい者【47】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者
（精神科通院時は【75】を使用）

25. 人工透析患者通院交通費助成金の支給

人工透析療法を受けるため、月に8回以上通院している人に、医療機関までの距離に応じて月額1,000円又は2,000円を支給します。所得による制限があります。

〔支給件数〕 129件 (令和3年度)

26. 社会参加援助金の支給

在宅で75歳未満の、「身体障害者手帳」1・2級、「精神障害者保健福祉手帳」1・2級又は「療育手帳」をお持ちの人に年額12,000円を支給します。

〔支給件数〕 身体しょうがい者 830件
知的しょうがい者 1,130件
精神しょうがい者 485件 (令和3年度)

27. 「食」の自立支援事業（配食サービス）

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、週5回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 9件 (令和3年度)

28. 訪問理美容サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯又は同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。

〔利用件数〕 18人 33件 (令和3年度)

29. 福祉電話・ファックスの貸与

外出が困難な重度のしょうがい者や聴覚音声言語機能にしょうがいのある人に、電話、ファックス又はフラッシュベルを貸与します。所得制限があります。

〔貸与件数〕 2件 (令和3年度)

30. 点字新聞購読費の助成

点字新聞を購読している視覚にしょうがいのある人に、購読にかかる経費について年間14,000円を限度に助成します。

31. 発達支援事業（児童福祉法：児童発達支援 等）

心身の発達に何らかの課題がある就学前の児童に対し、個々の特性や状態に応じた支援を提供するとともに、その家族や支援者に対して専門的知識・技術に基づいた支援を行います。

また、令和2年度より、しょうがい福祉課内に「発達支援室」を設置し、年齢ごとの発達に関する相談に加え、心理判定員等専門職による検査や心理面談等を通じて、種々なサービスや社会資源へ適切につなぐための体制を充実させています。

長浜市児童発達支援センター（小堀町32番地3）

長浜市こども療育センターわかば園（内保町480番地3）

長浜市こども療育センターいちご園（高月町渡岸寺160番地）

児童発達支援事業延べ人数 7,063人

保育所等訪問支援事業延べ人数 186人 (令和3年度)

3 2. 障害児相談支援事業（児童福祉法：障害児相談支援 等）

心身の発達に何らかの課題がある児童や家族等の依頼に基づき、福祉サービス利用のための計画作成や申請手続き・モニタリング等の支援を行います。

長浜市相談支援事業所（八幡東町 632 番地）

障害児相談支援件数	430 件
計画相談支援件数	4 件（令和 3 年度）

3 3. 料金の割引、税金の減免など

身体障害者手帳等を所持している人を対象にその等級によって各種の割引制度などがあります。鉄道・バス・タクシー・航空運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料などについては料金の割引があります。住民税・自動車税・所得税・相続税・贈与税については、しょうがいのある人又は扶養者は所得控除や非課税などの措置が受けられます。

3 4. 福祉圏域事業の展開

本市は、米原市とともに湖北福祉圏域を構成しており、しょうがい福祉施策に関しては一部、共同で事業を進めています。

「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」のほか、「働き暮らし応援センター」、「地域活動支援センター」、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」、相談支援、スポーツ教室等の事業について、運営や調整を行っています。

3 5. しょうがい福祉施設への受注拡大

障害者就労施設等で働くしょうがい者等の所得の向上と社会参加促進を目的として、市の物品購入や業務委託について「障害者優先調達推進法」や「長浜市しょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、発注の拡大に向けて取組を進めています。

○児童福祉

1. 家庭児童相談室運営状況

【相談員数】 9人

(令和3年度)

相談内容	養護	保健	障害	非行	育成	DV	その他	計
相談件数	1,349件 (内児童虐待関係736件)	22件	28件	3件	50件	119件	26件	1,597件

2. 児童遊園

【設置数】 4か所 (千草児童遊園・田村山児童遊園・上坂児童遊園・鳥羽上児童遊園)

3. 児童手当支給状況

【対象者】 中学校修了前の児童を養育している親等に支給

【支給額】 3才未満、3才以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円

3才以上小学校修了前(第1、2子) 中学生 10,000円

所得制限限度額を超える場合(特例給付) 5,000円

所得上限限度額を超える場合 支給なし

(令和4年10月支給分より)

【支給状況】 児童の数 13,848人

受給者数 8,169人(令和4年2月定期払時)

4. 地域子育て支援センター事業

【支援内容】 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

②子育て等に関する相談及び援助の実施

③地域の子育て関連情報の提供

④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

【実施場所】

- (公設4か所)
- ・サンサンランド子育て支援センター(長浜市児童文化センター内)
 - ・こどもらんど子育て支援センター(浅井農村環境改善センター内)
 - ・のびのびらんど子育て支援センター(びわ認定こども園内)
 - ・あいあいらんど子育て支援センター(高月支所内)

(民間(委託)4か所)

- ・チャイルドハウス子育て支援センター(チャイルドハウス児童センター内)
(事業委託 社会福祉法人 石龍会)
- ・ニコニコひろば(小谷児童館内)
(事業委託 社会福祉法人 光寿会)
- ・子育て広場 スキップ(六荘まちづくりセンター内)
(事業委託 六荘地区地域づくり協議会)
- ・まちなほけんしつ きずな
(事業委託 医療法人 まちなほけんしつ)

5. ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】子どもを預けたい人（おねがい会員）と預かれる人（まかせて会員）が育児の相互援助活動を支援することで仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境と地域の子育て支援を行う。

【対象者】 まかせて会員・・・市内在住で、子どもの託児や送迎が可能な、20歳以上の人
おねがい会員・・・市内在住もしくは、市内に通勤通学している人で、生後3か月～12歳（小学生）までの子どもがいる保護者
どっちも会員・・・市内在住の、どちらにも登録できる人

【活動状況等】おねがい会員：232人、まかせて会員：147人、どっちも会員：29人
活動件数：616件（会員数：令和4年3月末現在・活動件数：令和3年度）

6. 放課後児童クラブ

【事業内容】保護者等が就労その他の事情により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業。

(1) 公設クラブ

①実施時間 授業日放課後～18：00

長期休業中、授業日の振替休日 7：30～18：00

②クラブの開設状況

令和4年4月1日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録児童数	住 所
1	ひばりクラブ	長浜小学校内	120	122	高田町9番9号
2	山ばとクラブ	長浜北小学校内	120	187	八幡中山町1310番地
3	たんぽぽクラブ	神照小学校内	80	102	神照町311番地
4	あじさいクラブ	南郷里小学校内	80	140	南田附町352番地
5	ひまわりクラブ	北郷里小学校内	40	54	春近町353番地
6	すみれクラブ	長浜南小学校内	40	110	加田町1460番地
7	つくしクラブ	湯田小学校内	80	122	内保町1051番地
8	コスモスクラブ	浅井小学校内	40	63	当目町64番地
9	わくわくクラブ	びわ南小学校内	40	58	川道町3456番地
10	たけのこクラブ	びわ北小学校内	40	56	益田町56番地
11	サザンカクラブ	虎姫学園内	40	84	五村 88 番地
12	コハクチョウクラブ	朝日小学校内	40	33	湖北町山本1125番地
13	サルビアクラブ	速水小学校内	40	91	湖北町速水2561番地
14	つきっこクラブ	高月小学校内	80	136	高月町高月738番地
15	ななっこクラブ	七郷小学校内	40	61	高月町唐川248番地

16	コブシクラブ	木之本小学校内	40	60	木之本町木之本685番地1
合 計			960	1,479	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(2) 民間クラブ（児童福祉法に基づく市委託事業）

①実施時間 授業日 放課後～19：00

～18：30（No.3～8）

～18：00（No.15）

長期休業中、授業日の振替休日

7：30～19：00

～18：30（No.3～8）

～18：00（No.15）

②クラブの開設状況

令和4年4月1日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録児童数	住 所
1	チャイルドハウス 放課後児童クラブ	チャイルドハウ ス児童センター	80	85	田村町1606番地3
2	ニコニコクラブ	小谷児童館	20	45	小谷丁野町723番地1
3	放課後児童クラブ みらいキッズ勝教室	民間施設	45	52	勝町470番地
4	放課後児童クラブ みらいキッズ平方教室	民間施設	45	52	平方町238番地
5	放課後児童クラブ みらいキッズ大宮教室	民間施設	45	33	大宮町9番9号
6	キッズパーク放課後児童クラブ 風の街学舎	民間施設	36	61	八幡中山町477番地
7	キッズパーク放課後児童クラブ 浅井学舎	民間施設	36	41	内保町258番地1
8	キッズパーク放課後児童クラブ 高月学舎	民間施設	36	26	高月町東物部36番地1 北のキャンズ内
9	放課後児童クラブWids北船校 (旧イングリッシュアイランド北船校)	民間施設	45	73	北船町3番24号
10	放課後児童クラブWids十里校 (旧イングリッシュアイランド十里校)	民間施設	45	16	十里町103番地9
11	放課後児童クラブかゆうの家	民間施設	30	55	八幡東町561番地
12	きっずライフ南高田	民間施設	40	43	南高田町5番5号
13	きっずライフ八幡中山	民間施設	40	51	八幡中山町1154番地1 NKビル2階
14	きっずライフ八幡東	民間施設	40	52	八幡東町103番地1
15	アリーナキッズ	民間施設	40	29	八幡東町612番地
合 計			623	714	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(3) 小規模クラブ（市補助事業）

- ①実施時間 授業日 放課後～18：30（No.1） ※No.3～4 は長期休業中のみ
～19：00（No.2）
～18：00（No.5）
長期休業中、授業日の振替休日
8：00～18：30（No.1） 7：30～19：00（No.2）
7：30～18：00（No.5）

②クラブの開設状況

令和4年4月1日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録 児童数	住 所
1	放課後児童クラブ[フレンズ]	長浜市保健センター西浅井分室	30	43	西浅井町塩津浜1795番地
2	正風館道場C S C	民間施設	10	0	新庄馬場町174番地
3	放課後児童クラブこうのとり	旧浅井北幼稚園	25	23	野田町6番地
4	トキッズクラブ	高時小学校内	40	23	木之本町石道1079番地1
5	ほたるっこクラブ	下草野まちづくりセンター	10	11	北ノ郷町105番地
合 計			115	100	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

○母子・父子福祉関係

1. 母子・父子福祉相談事業

(令和3年度)

相談内容	生活全般							児童	生活援護						計
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育	その他		母子父子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	その他	
件数	132	258	131	241	34	96	143	447	83	7	37	282	71	392	2,354

2. 児童扶養手当支給状況

(令和3年度)

区分	延人数(人)	支出額(円)
全部支給	4,727	204,034,120
一部支給	3,837	112,141,910
加算額	5,046	45,651,730
計	13,610	361,827,760

3. 母子福祉資金の貸し付け

(令和3年度)

種別	貸付	
	件数(件)	金額(円)
事業開始 就職支度 事住支度 住修学 就修療 修療通 技結生 結生転 児童扶養資	1	2,760,000
度続宅 度学 業養学 学得婚 活活金 活活金	1	332,000
計	2	3,092,000

(県制度)

4. ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金支給事業

【事業内容】就労による自立を目指し、就労に有利な資格取得のため教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父または母に対して、補助金を交付します。

【支給額】 受講費用の60%（下限12千円、上限20万円）

※平成27年度までは、受講費用の20%（下限4千円、上限10万円）

【支給状況】 1件（令和3年度）

5. ひとり親家庭高等技能訓練促進補助金支給事業

【事業内容】就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養育訓練機関において修業するひとり親家庭の父または母に対し一定期間補助金を交付します。

【支給額等】 修業期間のうち3年

※平成27年度までは、修業期間のうち2年間

平成24年度以降に修業を開始したもの

a) 非課税世帯 月額100,000円

b) 課税世帯 月額70,500円

【支給状況】 0件（令和3年度）

6. ひとり親家庭家事援助派遣事業

【事業内容】日常生活を行う上で援助が必要なひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）に家事ヘルパーを派遣します。

【援助内容】炊事・洗濯・子どもの身の回りの世話など

【派遣状況】派遣世帯 0世帯（令和3年度）

○保健センター

施設名	住所
長浜市保健センター	長浜市小堀町32番地3（ウェルセンター内）
長浜市保健センター高月分室	長浜市高月町渡岸寺160番地

○保健・衛生

1. 健康ながはま21推進事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進協議会開催	長浜市健康増進計画「健康ながはま21」の進捗管理	年2回程度

2. 地区組織活動支援事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進事業	長浜市健康推進員協議会へ事業委託 健康推進員 292人 ・地域での健康づくり活動の推進	随時
健康推進員育成事業	健康推進員養成講座(新規育成) 健康教室(医師会委託)、ステップアップ研修等 自主研修 随時	随時
健康づくり自主活動 グループ相談支援	【学校読み聞かせボランティア】 ジーバーぽこぽこグループの活動相談	随時

3. 啓発・普及事業

事業名	内容等	実施予定時期
親子でいい歯コンクール	歯科医師による親と子の歯科審査を行い、優秀者を選出し市長表彰する。	6月12日

むし歯予防啓発事業	「お茶でバイバイ！むし歯菌」をキャッチフレーズに、園や小中学校等に啓発チラシの配布、オリジナルソングの周知及び活用を推進。	通年
たばこから健康を守る環境づくり事業	母子手帳交付時、乳幼児健診の場で妊婦や乳幼児の保護者に対する禁煙・受動喫煙防止啓発、禁煙支援。 市内各学校等への喫煙防止教材の貸し出し。 地域団体への禁煙・受動喫煙防止に関する啓発、対策実施 禁煙外来・禁煙出前講座の紹介	通年
献血事業	献血への協力を呼びかける	毎月2～3回
健康出前講座	自治会・老人会・婦人会・子ども会等市内各団体への健康出前講座	随時

4. 生涯を通じた健康づくり事業

①母子保健事業

事業名	内容等	実施予定時期
長浜市すこやか出産支援事業	不妊症治療・不育症治療に要した費用に対し、治療費の一部を助成	随時
母子健康手帳の発行 父子手帖の発行 すこやか手帳の発行	妊娠期の健康管理指導および妊婦健康診査受診券の発行、父親の育児参加への啓発 乳幼児健診質問票および各時期の育児のポイント、予防接種一覧の周知を行う	妊娠届出時 出生届出時
妊婦健康診査	妊娠中に必要とされる標準的な健診項目を公費負担	随時
ハッピー子育て事業	ハッピー子育てチケットを発行し、市が指定する事業者（サロン等）で保健師・助産師等医療専門職による相談支援や保護者交流を行う	随時
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等がある方に、医療機関等で日帰り、宿泊、アウトリーチ（訪問型）にて心身のケアや育児サポート等の支援を行う	随時
多胎児家庭サポート事業	多胎児を持つ家庭へ多胎児育児の経験を持つピアサポーターの方が相談できる場を設定したり、健診のつきそいサポートを行う	随時
妊産婦訪問	妊婦及び産婦で必要な方への保健指導・育児指導	随時

新生児訪問	全ての新生児への保健・育児指導	随時
訪問指導	要観察児、健診未受診児等に対し、家庭訪問による子育て支援	随時
子育てコンシェルジュ事業	各地区の担当保健師が子育てコンシェルジュとして、妊娠・出産・子育てに関する相談を行い、子育て支援の情報提供、サービス利用のサポートを行なう	随時
4か月児健診	問診、計測、内科診察、離乳食指導、育児相談、ブックスタート	年36回
10か月児健診	問診、計測、内科診察、歯科保健指導、栄養指導、育児相談、ブックスタート	年36回
1歳8か月児健診	問診、計測、内科診察・歯科健診、歯科保健指導、栄養指導、フッ化物塗布、育児相談	年36回
2歳8か月児健診	問診、計測、聴力検査、歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布、育児相談	年36回
3歳8か月児健診	問診、尿検査、視力検査、屈折検査、計測、内科診察・歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布、育児相談	年36回
子育て個別相談会 乳幼児相談	育児・栄養・発達・歯科・予防接種等の相談、妊娠中の相談	毎月3回
離乳食のおはなしタイム	離乳食の進め方の指導	年36回
発達相談	心理判定員による発達相談	毎月30回程度
親子教室	発達相談、健診、訪問等の結果から、教室の利用が必要と思われる子どもとその保護者を対象に親子のふれあい遊びや保護者同士の話し合いを行い、子育てを支援する教室	毎月6回

②成人保健事業

ア 健診・検診

事業名	内容等	対象	費用※	実施時期等
生活習慣病健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	<ul style="list-style-type: none"> ・19～39歳 ・今年度40歳以上の生活保護受給者など 	*1,000円	【集団健診】 6月～12月 50回 【医療機関健診】 6月～2月

長浜市国民健康保険特定健診	<p>【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査</p> <p>【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査</p>	長浜市国民健康保険に加入している今年度40～74歳	1,000円	<p>【集団健診】 6月～12月 50回</p> <p>【医療機関健診】 6月～2月</p>
肝炎ウイルス検診	<ul style="list-style-type: none"> ・B型肝炎ウイルス検査 ・C型肝炎ウイルス検査（上記肝炎検査をセットで実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳 ・41歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診未受診者 	【集団健診】 ※1,000円	【集団健診】 6月～12月 50回
			【医療機関】 ※1,400円	【集団健診】 6月～3月
肝炎ウイルス検診推進事業	特定年齢に達した市民に個別通知を行い、肝炎ウイルス検診を無料で受診できるようにし、肝炎の予防を図る。	41歳（令和4年度末現在の年齢）	無料	肝炎ウイルス検診日程のとおり
骨粗しょう症検診	<ul style="list-style-type: none"> ・骨塩定量測定（腰椎および大腿骨のDXA法） ・健康教育 	今年度、満50、55、60、65歳になる女性（以前に受診した方は除く）	※1,800円	【医療機関健診】 6月～12月
歯周病検診	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師による歯周病検診 ・歯科衛生士による歯科保健指導 	19歳以上	無料	【集団健診】 6月～12月 18回
胃がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・胃部X線撮影 	40歳以上	<p>【集団健診】 ※900円</p> <p>【医療機関】 ※2,500円</p>	<p>【集団健診】 6月～12月 47回</p> <p>【医療機関】 6月～翌年3月</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・胃内視鏡検査 	50歳以上	【医療機関】 ※3,400円	【医療機関】 6月～翌年3月
大腸がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・便潜血反応検査 	40歳以上	【集団健診】 ※500円	【集団健診】 6月～12月 51回
			【医療機関】 ※800円	【医療機関】 4月～翌年3月
子宮頸がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・視診 ・内診 ・細胞採取 	20歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】 ※1,200円	【集団健診】 6月～12月 43回
			【医療機関】 ※1,500円	4月～翌年3月

乳がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・マンモグラフィ 49歳以下：2方向 50歳以上：1方向	40歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】 49歳以下： *1,500円 50歳以上： *1,200円 【医療機関】 49歳以下： *1,800円 50歳以上： *1,500円	【集団健診】 6月～12月 43回 【医療機関】 4月～翌年3月
肺がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・胸部レントゲン検診 ・喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診は問診の結果、必要と認める者に対し行う。	40歳以上	【集団健診】 *500円 喀痰検査実施の場合は *1,100円 【医療機関】 *1,000円 喀痰検査実施の場合は *1,400円	【集団健診】 6月～12月 47回 【医療機関】 6月～翌年3月
大腸がん検診無料クーポン事業	特定年齢に達した市民に、大腸がん検診の無料クーポン券を配布し、がんの早期発見を図る。	大腸がん検診：41歳（令和3年度末時点の年齢）	無料	大腸がん検診日程のとおり
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	特定年齢に達した市民に子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券を配布し、がんの早期発見を図る。	子宮頸がん検診：21歳、乳がん検診：41歳（令和3年度末時点の年齢）	無料	子宮頸がん、乳がん検診日程のとおり
がん患者ウィッグ購入費補助事業	抗がん剤等によるがんの治療に伴う外見の変化を補うためにウィッグを購入した者に対し、その購入費用の一部又は全部を補助することにより、がん患者の療養生活の質の向上を図る	現にがん治療を受けている者等で、抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグを購入した者	—	通年

※費用は生活保護世帯・市民税非課税世帯の人は無料

イ 健康相談

事業名	内容等	備考	実施時期等
健康・栄養相談	保健師・管理栄養士による高血圧・糖尿病・高脂血症などの予防についての個別相談。	予約が必要	随時

ウ 保健指導

事業名	内容等	対象等
特定保健指導	長浜市国民健康保険特定健診および生活習慣病健診受診の結果、必要な対象者に訪問や面談、電話等により、生活習慣病の予防について保健師および管理栄養士が個別に相談・支援をする。	健診結果、質問項目から国の基準に則り、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者の方に個別に案内をする。

エ 健康増進事業

事業名	内容等	対象	備考
0次予防健康づくり推進事業	京都大学大学院医学研究科、NPO法人健康づくり0次クラブと協働で、0次予防コホート事業をきっかけとした健康づくり事業を展開。	全市民	
結果説明会	生活習慣病健診、長浜市国民健康保険特定健診を受診した人を対象に、健診結果説明や生活習慣の改善を支援する相談会を実施する。	生活習慣病健診、長浜市国民健康保険特定健診受診者	年10回
BIWA-TEKU事業	健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を中心とした事業を展開する。スマホにインストールしたアプリに、特定健診を受ける、バーチャルラリー、スタンプラリー、各種イベントに参加等することで健康ポイントをため、たまったポイントによって抽選により景品を獲得する。	19歳以上の市民 ※40歳以上74歳までの方はその年の特定健診受診者 ※人間ドックを受けた方、医療機関で特定健診を受けた方	通年

<p>長浜市単独 BIWA-TEKU インセンティブ事業</p>	<p>健康推進アプリ「BIWA-TEKU」において市独自のインセンティブとして期間限定のウォーキングコースを公開し、コースを達成することで市独自の賞品を抽選で獲得できる取り組みを行うことで、アプリの新規参加者を促し、運動しやすい環境を整える。</p>	<p>19 歳以上の市民 ※40 歳以上 74 歳までの方はその年の特定健診受診者 ※人間ドックを受けた方、医療機関で特定健診を受けた方</p>	<p>10～11 月 (予定)</p>
<p>健活チャレンジ事業</p>	<p>京都大学大学院医学研究科との共同研究事業として、IoT対応の健康測定機器（体組成計、活動量計、血圧計）を貸出し、市民自らが健康情報をモニタリングし、生活習慣の改善を図ることができるよう支援する。</p>	<p>20 歳以上の市民</p>	<p>通年</p>
<p>ながはま健康ステーション事業</p>	<p>あらゆる世代の人が日常的に多く訪れる「買い物の場」を活用し、市内事業所等と協働で、気軽に立ち寄って健康づくりを行えるきっかけを提供する。</p>	<p>市内大型量販店 利用者</p>	<p>原則 毎月最終 土曜日 実施</p>

③感染症予防事業

事業名		内容等	実施予定時期
結核健康診断		65歳以上の市民を対象に、検診車での巡回による胸部エックス線間接撮影を行う。	【集団健診】 4月から6月
予 防 接 種	ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3か月から90か月になる1日前までの児	医療機関で随時
	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎	（四種混合） 生後3か月から90か月になる1日前までの児 初回：20日以上、標準的には56日までの間隔で3回接種 追加：1期初回終了後6月以上、標準的には約1年経過して1回接種 （二種混合） 1歳から13歳になる1日前まで 2期：ジフテリア・破傷風の二種混合ワクチンを1回接種	医療機関で随時
	日本脳炎	・1期 満3歳から7歳6か月になる1日前までの児（流行地への渡航等の理由で希望される場合は、生後6か月から接種可能） 1期初回を6日以上、標準的には28日までの間隔で2回接種 1期追加を1期初回終了後6か月以上、標準的には約1年後に1回接種 ・2期 9歳から13歳になる1日前まで ・平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの1期の接種が終了していない人は2期の対象年齢で1期の残り回数分の接種をすることができる。 ・平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人は20歳になるまでに未接種分（合計4回）を受けることができる。	医療機関で随時
	ロタウイルス	・1価 生後6週から生後24週まで、27日以上の間隔をおいて2回接種 ・5価 生後6週から生後32週まで、27日以上の間隔をおいて3回接種	医療機関で随時
	BCG（結核）	1歳になる1日前までの児、1回接種	医療機関で随時
	B型肝炎ワクチン	1歳になる1日前までの児、3回接種 2回目：1回目接種から27日以上の間隔 3回目：1回目接種から139日以上の間隔	医療機関で随時
	麻しん・風しん	・1期 満1歳から2歳になる1日前までの児、1回接種 ・2期 幼稚園・保育園・認定こども園の年長に相当する1年間、1回接種 ・5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体が無いと判定された者、1回接種	医療機関で随時

事業名	内容等	実施予定時期
ヒブワクチン	<p>生後2か月以上5歳になる1日前までの者 【生後2か月から7か月になる1日前までに接種開始】 初回：27日以上、標準的には56日までの間隔で満1歳になるまでに3回接種 追加：3回目終了後7か月以上、標準的には13か月までの間隔で接種 【生後7か月以上1歳になる1日前までに接種開始】 初回：27日以上、標準的には56日までの間隔で満1歳になるまでに2回接種 追加：2回目終了後7か月以上、標準的には13か月までの間隔で接種 【1歳以上5歳になる1日前までに接種開始】 1回接種</p>	医療機関で随時
小児用肺炎球菌ワクチン	<p>生後2か月以上5歳になる1日前までの者 【生後2か月から7か月になる1日前までに接種開始】 初回：27日以上の間隔で3回接種（2回目は1歳になるまで、3回目は2歳になるまでに接種） 追加：3回目終了後、60日以上の間隔をあけて1歳に至った日以降に1回接種 【生後7か月以上1歳になる1日前までに接種開始】 初回免疫：満2歳、標準的には満1歳になるまでに、27日以上の間隔で2回接種 追加免疫：満1歳に至った日以降で、2回目終了後、60日以上の間隔をあけて1回接種 【1歳以上2歳になる1日前までに接種開始】 60日以上の間隔をあけて2回接種 【2歳以上5歳になる1日前までに接種開始】 1回接種</p>	医療機関で随時
水痘ワクチン	<p>生後12か月から36か月になる1日前までの者 2回接種 1回目：標準的には生後12か月から生後15か月に達するまでの間に接種 2回目：1回目接種から3か月以上、標準的には6か月から1年までの間隔をあけて接種</p>	医療機関で随時
高齢者インフルエンザ	<p>①65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸器機能障害で、身体障害者手帳1級をもっている人またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害をもっている人</p> <p>1回接種 自己負担接種費用2,260円</p>	医療機関で 10月から12月まで

事業名		内容等		実施予定時期
	高齢者肺炎球菌ワクチン		①年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳到達者 ②60歳以上65歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸機能障害で身体障害手帳1級を持っている人 または ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を持っている人 1回接種 費用2,600円	医療機関で随時
	子宮頸がん予防ワクチン ※令和3年11月積極的勧奨の差し控え廃止		・小学6年生から高校1年生の女子 ・平成19年生まれから平成9年生まれまでの女子(令和4年度から令和6年度までの救済措置) 筋肉注射で計3回の接種が必要です。 <サーバリックスの場合> 1回目 2回目:1回目から1か月後 3回目:1回目から6か月後 <ガーダシルの場合> 1回目 2回目:1回目から2か月後 3回目:1回目から6か月後	医療機関で随時
	造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成		造血幹細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植)その他の医療行為により、移植前に接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度の定期予防接種を受ける20歳未満の者の接種費用を助成する。	令和4年4月から

④精神保健福祉事業

事業名	内容等
ゲートキーパー養成研修	身近な人が心身の変化に気づき、傾聴し、専門機関につなげ、見守っていくゲートキーパーを養成する。 ①職場でメンタルヘルス研修 ②みんなでゲートキーパー研修
精神保健相談事業	精神しょうがい者や対象者を取り巻く人々からの相談に応じ、精神しょうがい者が地域で安心して暮らせるように支援する。
自殺対策事業	自殺の実態把握に努め、自殺の予防・啓発・相談を行う。

○医療

1. 休日急患診療所事業

事業名	内容等
長浜米原休日急患診療所事業	<p>休日の初期救急医療の確保と医師の負担軽減のため休日急患診療所を運営する。比較的軽症な患者（一次救急患者）の外来診療を行う。</p> <p>所在地：長浜市宮司町1181-2 診療日：日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 受付時間：午前 8:30～11:30 午後 0:30～ 5:30 診療科目：内科・小児科</p> <p>【令和3年度受診者数】 1,208人（内訳：小児科732人、内科476人）</p>

2. 地域医療推進事業

事業名	内容等
へき地医療体制推進事業	<p>①指定管理者との定期的な協議及びモニタリングを実施</p> <p>浅井診療所及び浅井診療所の指定管理者「医療法人 北海道家庭医療学センター」、西浅井地区診療所（にしあざい診療所・塩津出張診療所、菅浦出張診療所）の指定管理者「公益社団法人 地域医療振興協会」と定期的な協議及びモニタリングを実施し、適正な施設管理・経営状況・課題等の把握に努める。</p> <p>【令和3年度実績】 各診療所指定管理者と定期的な協議及びモニタリング実施</p>
	<p>②地域医療市民啓発事業</p> <p>適切な医療の利用法を啓発することで、医師負担の軽減と医療資源の効率化を図り、医療機関の維持強化に繋げていく。</p> <p>【令和3年度実績】 休日急患診療所の利用啓発 ・新生児訪問や母子手帳発行時のチラシ配布 ・外国語（ポルトガル語とスペイン語）のチラシ配布</p>

○各種保健事業の実施状況（令和3年度）

1	①健康づくり推進協議	1回開催 ※心の健康専門部会 2回
地区組織活動支援事業	①健康づくり推進事業	健康推進員協議会委託結果 会員数317人 出動回数1,910回 啓発人数10,975人
	②健康推進員育成事業	健康推進員養成講座 8人受講 8人修了 ステップアップ研修、健康教室等研修・学習会 延8回 参加者数186人
	③健康づくり自主活動グループ相談支援	読み聞かせボランティア「ジーバーぼこぼこ」 ・グループ運営相談

3 啓発普及活動	①たばこから健康を守る環境づくり事業	健康推進員養成講座・・・計8人受講 特定保健指導での指導：69人 図書館がんを知ろう展での啓発：50人 母子手帳交付時の禁煙指導：14人 乳幼児健診での禁煙指導：239人
	②献血事業推進	受付3,951人、採血3,447人
	③健康出前講座	健康出前講座 10回 受講者239人(実人数)
4 生涯を通じた健康づくり事業	母子保健事業	
	①母子健康手帳交付	766件(内 多胎児妊婦20人)
	②不妊症治療・不育症治療助成	延べ174件
	③妊婦健診	8,381件
	④新生児訪問	715件
	⑤産前・産後ケア事業	日帰り型：実12件 宿泊型：実4件
	⑥ハッピー子育て事業	延べ288件
	⑦離乳食教室	延べ105組
	⑧子育て個別相談会 乳幼児相談	延べ731人
	⑨発達相談	延べ275人
	⑩親子教室	延べ211組
	⑪4か月児健診	729人(97.0%)
	⑫10か月児健診	782人(96.4%)
	⑬1歳8か月児健診	865人(96.6%)
	⑭2歳8か月児健診	807人(97.9%)
	⑮3歳8か月児健診	915人(96.9%)
	⑯訪問指導	延べ609件
	⑰親子でいい歯コンクール	中止
	成人保健事業	
	①生活習慣病健診	377人
	②長浜市国民健康保険特定健診	5,963人(35.6%) ※令和4年4月現在
③肝炎ウイルス検診	515人	
④骨粗しょう症検診	450人	
⑤歯周病検診	316人	
⑥胃がん検診	2,420人(7.2%)	
⑦大腸がん検診	4,114人(12.3%)	

	⑧乳がん検診	2,695人(13.0%)
	⑨子宮頸がん検診	2,637人(10.9%)
	⑩新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	子宮頸がん検診 受診者数 63人(再掲) 乳がん検診 受診者数 201人(再掲)
	⑪大腸がん検診無料クーポン事業	大腸がん検診 受診者数 204人(再掲)
	⑫肺がん検診	1,731人(5.2%)
	⑬がん患者ウィッグ購入費補助	48件
	保健指導	
	①特定保健指導	積極的支援(初回) 105人 動機づけ支援(初回) 264人
	健康相談	
	①健康・栄養相談	実人数512人 延人数603人
	②生活習慣病歯科相談	10回 115人
	健康増進事業	
4 生涯を通じた健康づくり事業	①0次予防健康づくり推進事業	事業運営委員会 4回
		事業審査会 1回
		ルール検討委員会 1回
		第3期0次健診 全日程(16日間)中止
		健活チャレンジ事業 参加者15人(延べ利用者97人)
		NPO法人健康づくり0次クラブ支援(健康フェスティバル等)
	②「健康ながはま21」計画進捗管理	健康づくり推進協議会 1回
	③BIWA-TEKU事業	新規加入者 420人
	④長浜市単独BIWA-TEKUインセンティブ事業	達成者 265人(うち長浜市民 193人)
	⑤ながはま健康ステーション事業	(株)平和堂と共同実施の野菜摂取量測定会 全16回 延818名参加 (株)平和堂と共同実施のイキイキ健康体操教室 全7回 延28名参加
	健診後の訪問指導	
	①保健師・看護師によるもの	総合10人、結核0人、がん4人、0次11人
	感染症予防事業	
	①胸部X線間接撮影(集団)	受診者数 8,161人
	②BCG予防接種	733件
	③四種混合予防接種	2,983件
	④三種混合予防接種	1件
	⑤二種混合予防接種	881件
	⑥不活化ポリオ予防接種	0件
	⑦日本脳炎予防接種	2,700件
	⑧麻しん風しん混合予防接種	1,641件
	⑨風しん予防接種	0件
	⑩麻しん予防接種	0件

4 生涯を通じた健康づくり事業	⑪インフルエンザ(高齢者)予防接種	20,176件	
	⑫子宮頸がん予防ワクチン	599件	
	⑬ヒブワクチン	2,946件	
	⑭小児用肺炎球菌ワクチン	2,924件	
	⑮水痘	1,573件	
	⑯B型肝炎	2,181件	
	⑰ロタウイルス	1,666件	
	⑱高齢者用肺炎球菌	951人	
	精神保健福祉事業		
	①ゲートキーパー養成研修(企業向き)	2回 61人受講	
②ゲートキーパー養成研修(一般)	基礎編:368人		
③精神保健相談事業	延べ2,442件		
④自殺対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○実態把握 死亡小票調査 長浜市健康づくり推進協議会 心の健康専門部会を開催し情報・課題共有 ○啓発活動 相談窓口一覧やゲートキーパーに関するパンフレットを研修や街頭で配布、庁内窓口や市内公共施設等への設置。 産後うつ病予防のため、全数の新生児訪問時、パンフレットを配布。 市内中学2年生に対し「SOSの出し方・相談窓口」啓発ファイルを配布。 相談窓口入り啓発シールを、協力が得られた市内B型作業所の商品に貼付委託し啓発。 ○自殺未遂者支援事業 医療機関から連絡を受け、自殺未遂者に対し支援を行う。 		

※感染症予防事業の②～⑱の予防接種者数は令和4年4月10日現在の接種人数

○高齢者福祉

1. 「ゴールドプランながはま21」

本市では、老人福祉法に基づく高齢者福祉施策の根幹となる計画「長浜市高齢者保健福祉計画」および介護保険法に基づく介護保険事業運営に関する計画「長浜市介護保険事業計画」ならびに高齢者保健に関する取組内容を「ゴールドプランながはま21」として一体的な計画として策定しており、現在は第8期（令和3～令和5年度）の計画期間にあります。

本計画のもとに、「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち」を基本理念に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの視点を一体的に捉え、かつ地域福祉活動との協働の活性化を図るなかで、地域生活での課題に対し日常生活圏域の実態等に即して系統的に支援していく「地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。

2. 高齢者の状況

①高齢者数・高齢化率

	全人口	65歳以上	高齢化率
R4. 4. 1	115,464	33,339	28.87%
R3. 4. 1	116,444	33,237	28.54%
R2. 4. 1	117,403	33,054	28.15%
H31. 4. 1	118,125	32,917	27.86%
H30. 4. 1	118,808	32,716	27.53%

②年代別人口比率（令和4年4月1日現在）

	人口	人口比率	男性人口	女性人口
全人口	115,464		56,521	58,943
40歳以上	71,133	61.61%	33,594	37,539
50歳以上	55,264	47.86%	25,472	29,792
60歳以上	40,160	34.78%	17,905	22,255
65歳以上	33,339	28.87%	14,621	18,718
70歳以上	26,352	22.82%	11,197	15,155
75歳以上	17,773	15.39%	7,089	10,684
80歳以上	11,738	10.17%	4,354	7,384
90歳以上	2,723	2.36%	765	1,958
100歳以上	95	0.08%	7	88
世帯数	46,948			

③地域別高齢者数・高齢化率（令和4年4月1日現在）

地域	人口	65歳以上	高齢化率	地域	人口	65歳以上	高齢化率
長浜地域	8,782	2,880	32.79%	びわ地域	6,423	2,277	35.45%
六荘地域	14,602	2,976	20.38%	虎姫地域	4,723	1,577	33.39%
南郷里地域	10,608	2,653	25.01%	湖北地域	8,004	2,562	32.01%
神照地域	19,881	4,290	21.58%	高月地域	9,465	2,942	31.08%
北郷里地域	3,867	1,280	33.10%	木之本地域	6,469	2,460	38.03%
西黒田地域	2,068	747	36.12%	余呉地域	2,833	1,238	43.70%
神田地域	1,140	420	36.84%	西浅井地域	3,655	1,416	38.74%
浅井地域	12,601	3,540	28.09%	その他	343	81	23.62%
				合計	115,464	33,339	28.87%

④最高齢者 男性103歳、女性109歳（令和4年4月1日現在）

⑤介護保険認定状況（令和4年2月分介護保険事業状況報告） (人)

区分	第1号被保険者	第2号被保険者	計
事業対象者	80	-	80
要支援1	666	6	672
要支援2	934	23	957
要介護1	1,308	20	1,328
要介護2	1,257	22	1,279
要介護3	994	17	1,011
要介護4	764	13	777
要介護5	569	22	591
合計	6,572	123	6,695

3. 敬老祝賀事業

多年にわたり社会に尽してこられた高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、長寿をお祝いします。満100歳の誕生日の際に5万円の祝賀金をお贈りします。

〔件数等〕 年度中100歳到達者 38人 （令和3年度）

4. 老人クラブ活動助成

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、生きがい・健康づくりを通じた活力のある長寿の地域社会の形成を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に対して支援します。

〔件数等〕 クラブ数 154団体 会員数 12,500人 （令和3年度）

5. 老人クラブバス利用助成

老人クラブが行う研修等の際に、バスを利用される場合にその費用を助成し、活動を支援します。参加者数が10人以上の場合は3万円、29人以上の場合は5万円を上限として、年1回交付します。

〔件数等〕 10人以上28人以下 7件
29人以上 2件 （令和3年度）

6. シルバー人材センター運営補助

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う社団法人「シルバー人材センター」に対し、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため、センターの運営および事業に対する支援を行います。

〔センターの状況〕 正規会員 1,601人
受託調整事業受注件数 9,699件
派遣事業件数 1,178件
就業人員 実人員 1,186人
延べ人員 110,009人
契約額合計 718,610,420円

・受託調整事業 540,367,902円（うち地方公共団体 121,625,324円）
・派遣事業 178,242,518円

7. 在宅衛生材料支給事業（介護保険法：地域支援事業）

市民税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5の人で、申請日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、衛生的な生活を推進するとともに介護者の負担の軽減を図るため、月当たり4,500円分の紙おむつおよびおむつカバーなどの支給券を交付します。

〔支給件数〕 408人 のべ3,594枚 （令和3年度）

8. 在宅福祉理美容サービス事業

所得税非課税世帯に属し、要介護4または5の人で、基準日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。年2回、利用券を交付します。世帯要件、利用者負担があります。

〔支給件数〕 44人 のべ72回分 （令和3年度）

9. 住宅改造費の助成

高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境の整備を図るため、身体のしょうがい等により日常生活を営むのに支障があり、寝たきり・準寝たきりと判定される高齢者が居住している住宅について、日常生活動作能力の低下した人の排泄、入浴、移動等を容易にするための改造に要する費用を助成します。

助成対象経費の限度額を464,000円とし、助成率については2分の1、介護保険法による給付が優先します。所得制限があります。

〔支給件数〕 8件 （令和3年度）

10. 見守り配食支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の人に、高齢者等の安否の確認を目的として、1日1回、週5回を限度に昼食又は夕食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 月平均111人 年間24,280食 （令和3年度）

11. 雪下ろし費用補助事業

市民税非課税世帯で除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成します。1回当たり1万円、年3回までを基本として交付します（余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区および西浅井地域は4回）。

〔支給件数〕 34件 （令和3年度）

12. 日常生活用具の給付

市民税非課税世帯で心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の人に、日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器）の給付を行います。自己負担があります。

〔支給件数〕 0件 （令和3年度）

13. 福祉電話の貸与

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の人で、寝たきりもしくは病弱またはこれに準ずる状態にある人、通信設備を有していない人に電話を設置し、安否の確認、孤独感の緩和等により福祉の増進を図ります。所得制限があります。使用料は使用者の負担です。新規申込みは終了しています。

〔貸与件数〕 2件 (令和3年度末時点)

14. 緊急通報システム事業

在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される人の急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的として、緊急通報装置を貸与します。協力員3人の確保を要します。電話料金および、市民税課税世帯の場合は費用の一部が利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 61件 (令和3年度末)

15. 認知症高齢者等家族支援サービス事業(介護保険法：地域支援事業)

位置探知端末機器を家族等保護者に貸与し、要介護認定を受けている高齢者で認知症により行方不明になるおそれのある人に携帯させることにより、行方不明時に現在地を特定して、早急な保護、事故防止につなぐなど、安心して介護できる環境の整備を図ります。利用料のほか緊急対応等の費用は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 9件 (令和3年度)

16. 介護予防生活支援事業「生活管理指導短期宿泊事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる人に対し、養護老人ホームへの短期間の宿泊において、体調の調整や生活習慣の指導を行います。利用者負担があります。

〔件数〕 5件 (令和3年度)

17. 「買物情報宅配便」の配布(買物弱者支援事業)

高齢者やしょうがいのある人など、日常の買物に不便や苦勞を感じる人への支援を目的に、宅配や移動販売、買物代行など買物支援サービスを行う事業所や団体の情報を掲載したパンフレット「買物情報宅配便」を配布しています。

18. 高齢者24時間対応型安心システム事業(介護保険法：地域支援事業)

介護者の急な病気、事故等で居宅での介護ができなくなるなどの緊急の場合に、指定通所介護事業所等において、要介護者の居場所を確保するものです。利用者負担があります。

〔利用件数〕 0件 (令和3年度)

19. 成年後見制度利用支援事業（介護保険法：地域支援事業 他）

認知症高齢者など判断能力が不十分な状態の人で、親族が申立をすることが困難な人に対し、必要に応じて、市長が成年後見申立を行い、個人の自立した生活の支援を行います。

また、家庭裁判所で後見人が選任された者のなかで、必要な費用を負担することが困難な人に、審判申立費用や後見人等への報酬に要する費用に対して助成を行います。

〔市長申立件数〕 5件 〔申立費用助成件数〕 0件
〔後見人等報酬費用助成件数〕 9件（延10件） （令和3年度）

20. 「長浜市成年後見・権利擁護センター」

認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度および事業を的確に利用できるよう相談等に応じ、また関連する情報を広く広報するとともに、これらの人の権利を尊重し擁護すること、また権利の行使を援助することの仕組みづくりを進めることを目的に、「長浜市成年後見・権利擁護センター」を設置、運営しています。（平成26年4月開設）

〔委託先〕 （福）長浜市社会福祉協議会
〔設置場所〕 ・長浜センター（高田町12番34号 さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ内）
 ・木之本センター（木之本町千田53番地 木之本福祉ステーション内）
〔事業内容〕 制度相談、手続支援、広報啓発、研修会、後見受任者支援等

21. 養護老人ホームへの入所

心身、家族関係、住宅事情、経済的理由などによって世帯が困窮し、在宅生活が困難な人が入所する老人福祉施設です。入院加療を要する病態でないこと、伝染性疾患を有していないこと、身の回りのことが自分でできることなどが入所の要件です。収入等の状況に応じた入所者負担があります。

〔入所先施設数および入所者数〕 4か所、26人 （令和3年度末）

22. 介護老人保健施設

介護保険法に規定される介護老人保健施設を設置しています。

要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話をを行います。

施設入所サービス、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護事業を実施しています。

名称	位置
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	木之本町黒田 1221 番地

23. 福祉ステーション

福祉ステーションでは、老人福祉法に規定される居宅介護事業・デイサービス事業・老人福祉センター事業・介護支援センター事業、介護保険法に規定される訪問入浴介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業、その他ボランティア活動支援事業など高齢者福祉および地域福祉の増進を図る事業を実施しています。

名称	位置	施設
長浜東部福祉ステーション	東上坂町 1000 番地	長浜東部高齢者福祉センター
		長浜東部デイサービスセンター
長浜西部福祉ステーション	朝日町 19 番 3 号	長浜西部高齢者福祉センター
		長浜西部デイサービスセンター
長浜北部福祉ステーション	神照町 288 番地 1	長浜北部高齢者福祉センター
		長浜北部デイサービスセンター
浅井福祉ステーション	今荘町 859 番地 1	浅井デイサービスセンター
湖北福祉ステーション	湖北町速水 1860 番地	湖北高齢者福祉センター
		湖北デイサービスセンター
高月福祉ステーション	高月町西物部 73 番地 1	高月高齢者福祉センター
		高月デイサービスセンター
木之本福祉ステーション	木之本町千田 53 番地	木之本高齢者福祉センター
		木之本デイサービスセンター
余呉福祉ステーション	余呉町中之郷2434番地	余呉高齢者福祉センター
		余呉デイサービスセンター
西浅井福祉ステーション	西浅井町塩津浜 1795 番地	西浅井デイサービスセンター
(長浜市民交流センター)	地福寺町 4 番 36 号	長浜高齢者福祉センター

24. 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」(災害時要援護者支援(登録))

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人など日常生活の手助けや、避難の際の支援が必要な人などで、災害時の支援を希望される人からの登録を受け付けています。

登録申請後は、市で個別計画を作成し、自治会長、民生委員、避難支援者、登録対象者に配布します。災害時のみならず日ごろからの見守り体制を身近な自治会組織が主体となって築いていくものとして行っています。作成された個別計画の情報については、自治会、民生委員、避難支援者、社会福祉協議会、市で共有します。

○介護保険（第1号被保険者）

1. 被保険者

被保険者数 33,339人（令和4年4月1日現在）

2. 介護保険料賦課基準額

令和3年度の基準額 年額78,840円
月額 6,570円

段階	対象者		基準額に対応する割合 【保険料（年額）】
第1段階	世帯・本人が 市民税非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の人	×0.27 21,280円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円を超え120万円以下の人	×0.45 35,470円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が120万円を超える人	×0.70 55,180円
第4段階	世帯が市民税 課税で、本人が 市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の人	×0.90 70,950円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円を超える人	基準額 78,840円
第6段階	本人が市民税 課税	合計所得金額が80万円未満の人	×1.15 90,660円
第7段階		合計所得金額が80万円以上120万円未満 の人	×1.20 94,600円
第8段階		合計所得金額が120万円以上210万円未 満の人	×1.30 102,490円
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未 満の人	×1.50 118,260円
第10段階		合計所得金額が320万円以上400万円未 満の人	×1.70 134,020円
第11段階		合計所得金額が400万円以上700万円未 満の人	×1.90 149,790円
第12段階		合計所得金額が700万円以上1,000万円 未満の人	×2.10 165,560円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	×2.20 173,440円

3. 保険給付

区 分	給付割合および給付額
給付額	利用額の9割（8割または7割）給付
福祉用具購入費	要した費用（上限額 100,000円（年間））の9割（8割または7割） 給付
住宅改修費	要した費用（上限額 200,000円（原則一回限））の9割（8割または 7割）給付

4. 高額介護サービス費

利用者負担額の上限を設けて上限額を超えた分を給付し、利用者の負担を軽減します。

対 象 者	利用者負担の月上限額
年収約1,160万円以上の人	140,100円（世帯）
年収約770万円以上約1,160万円未満の人	93,000円（世帯）
年収約383万円以上約770万円未満の人	44,400円（世帯）
一般（年収約383万円以下で市民税世帯課税の人）	44,400円（世帯）
市民税世帯非課税の人	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人等	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護を受給している人等	15,000円（個人）

5. 特定入所者介護サービス費

所得金額の低い人には、居住費・食費の負担限度額を定め、施設利用の際の負担を軽減します。

- ・居住費の負担の上限額（日額）

区分		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室（相部屋）		0円	370円	370円	370円
従来型 個室	特養等	320円	420円	820円	820円
	老健・療養型	490円	490円	1,310円	1,310円
ユニット型個室的多床室		490円	490円	1,310円	1,310円
ユニット型個室		820円	820円	1,310円	1,310円

- ・食費負担の上限額（日額）

区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
施設サービス	300円	390円	650円	1,360円
短期入所サービス	300円	600円	1,000円	1,300円

*負担の上限は、世帯の市民税課税状況、本人の収入状況、及び次の①～③を勘案して決定

- ①預貯金等を勘案（それぞれの段階及び配偶者の有無により上限金額が設定される）
- ②配偶者の所得を勘案（世帯を分けていても勘案される）
- ③遺族年金や障害年金などの非課税年金を勘案

6. 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するものです。

軽度（要介護1・2）の要介護認定者については、「心身の状況や置かれている環境等の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある」と認められる場合に、市町村の関与のもと、特例的に入所が認められます。

*やむを得ない事由とは、次のような場合です。

- ①認知症があり、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的しょうがい・精神しょうがい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

○介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

（平成28年3月31日開始）

1. 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2、基本チェックリスト該当者が利用できるサービスです。

訪問サービス3類型、通所サービス3類型、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

	サービスの名称
訪問サービス	総合事業訪問介護
	生活支援型訪問サービス(基準を緩和したサービス)
	集中支援型訪問サービス(短期集中支援型サービス)
	「元気アップ訪問(運動機能向上)」 「元気アップ訪問(栄養改善)」 「元気アップ訪問(口腔機能向上)」
通所サービス	総合事業通所介護
	活動支援型通所サービス(基準を緩和したサービス)
	集中支援型通所サービス(短期集中支援型サービス)
	「元気アップ通所(運動機能向上)」
介護予防ケアマネジメント	

2. 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象とした事業です。地域における住民主体の介護予防活動の育成と支援を行うとともにリハビリテーションに関する専門職を生かした取組等を支援します。

	事業・教室名	対 象	内 容	令和3年度 実績	
普及啓発	介護予防出前講座	一般市民	介護予防（転倒予防、口腔、栄養等）に関する啓発講座	実施回数	1回
				受講人数	延 6人
	サロン事業所出前講座	一般市民	介護予防（転倒、認知症予防、健康等）に関する啓発講座	実施回数	53回
				受講人数	延 800人
地域介護予防活動支援事業	転倒予防教室	運動機能向上を図り、自主活動に繋がりたいと希望する高齢者	教室開催を通して、地域に介護予防に資する介護予防の通いの場を立ち上げる。	実施会場	2会場
				新規立ち上げグループ	2グループ
				延べ活動グループ	168グループ
	きゃんせ大会	転倒予防自主グループ参加者に加え、一般高齢者	介護予防の啓発や相互交流を兼ねた研修会	実施会場	5会場
				参加人数	実 94人
地域介護予防活動支援事業補助	屋内で高齢者の体力向上及び閉じこもり予防のための通所活動を実施する団体で、65歳以上の高齢者が5人以上会員となっている団体	高齢者の元気アップをめざし、屋内を中心として住民主体の通いの場等の活動を行う団体に運営費、備品等の支援を実施。	補助団体数	実 46団体	
高齢者活躍よりあいどころ事業	市内でよりあいどころ（高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点）を整備する法人又は団体	よりあいどころの整備費及び運営費の補助を実施。	よりあいどころ整備か所数	8か所	
地域リハビリテーション活動支援事業	転倒予防自主グループ等活動支援	転倒予防自主グループ（体操を主として活動している自主グループ	地域で介護予防に資する住民主体の通いの場として活動が継続できるよう支援する。	体力測定	12グループ
					延 123人
	運動機能向上トレーニング教室自主グループ支援	運動機能向上トレーニング教室を修了し、自主活動をしているグループ	自主的にマシントレーニングを続け、介護状態とならないよう予防することを支援する。	体操指導	31グループ
					延 355人
通所介護事業所活動支援	リハビリテーション専門職が在籍していない通所介護事業所	事業所の自立支援をふまえた評価やアプローチの取組み等に対して支援する。	活動人数	実 17人	
			延べ人数	延 711人	
			支援事業所数	0事業所	
			派遣回数	延 0回	

○包括的支援事業（地域支援事業）

1. 地域包括支援センターの運営

高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として高齢者を総合的にサポートします。センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に連携し、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④権利擁護などの業務を行います。

<組織体制>

名称	設置場所／連絡先	担当する日常生活圏域	運営者
南長浜 地域包括支援センター	長浜西部福祉ステーション (朝日町19番3号) ☎65-8352	長浜、六荘、 西黒田、神田	(福) 青祥会
神照郷里 地域包括支援センター	長浜北部福祉ステーション (神照町288番地1) ☎65-8267	神照、南郷里、 北郷里	(福) 長浜市社会福祉協議会
浅井びわ虎姫 地域包括支援センター	虎姫生きがいセンター (宮部町3445番地) ☎73-2653	浅井、びわ、 虎姫	(福) 長浜市社会福祉協議会
湖北高月 地域包括支援センター	高月福祉ステーション (高月町西物部73番地1) ☎85-5702	湖北、高月	(福) 長浜市社会福祉協議会
木之本余呉西浅井 地域包括支援センター	長浜市立湖北病院 (木之本町黒田1221番地) ☎82-3570	木之本、余呉、 西浅井	長浜市立 湖北病院

<令和3年度の業務実績>

① 健康づくりや介護予防を支援します。 <介護予防ケアマネジメント業務>

要支援1・2と認定された人、基本チェックリストによる事業対象者の人に対して、本人の生活状況等を把握・分析し、自立と生活の質の向上を目指し、適切な社会資源やサービスを結びつけるなどの調整を行います。

1) 事業対象者・要支援1・2と認定された人への介護予防ケアマネジメント件数

(単位：延件数)

区分	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合計
直営	3,830	2,151	5,981
委託	4,628	1,735	6,363
合計	8,458	3,886	12,344

② さまざまな相談に応じます。 <総合相談支援業務>

高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活全般に関することなどの相談に応じます。

1) 高齢者に関する在宅介護、医療、虐待等の総合相談件数

南長浜地域包括支援センター	延	4, 109件
神照郷里地域包括支援センター	延	4, 315件
浅井びわ虎姫地域包括支援センター	延	3, 065件
湖北高月地域包括支援センター	延	2, 254件
木之本余呉西浅井地域包括支援センター	延	2, 516件
	計	16, 259件

③ 暮らしやすい地域づくりを推進します。 <包括的・継続的ケアマネジメント支援業務>

高齢者それぞれの心身の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう地域の介護支援専門員への指導や支援の他、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを推進します。

1) 介護支援専門員の支援

介護支援専門員が要援護者の自立支援に向けた介護支援計画が立てられるように、個別相談、研修会、自立支援会議等を開催して介護支援専門員を支援します。

2) 医療機関との連携

かかりつけ医や病院と連携して、支援や相談体制の充実に努め、連携体制の構築を図ります。

3) 多職種との連携

介護・福祉・保健・医療などのさまざまな関係機関と連携を行い、地域ぐるみで支える取り組みを行います。また、長浜・米原地域医療支援センターと連携し、他機関、多職種間ですすめる在宅医療・介護の推進に取り組みます。

④ さまざまな権利を守ります。 <権利擁護業務>

高齢者が安心していきいきと暮らすために、個人のさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や利用支援、虐待の防止や早期発見・対応など高齢者の権利侵害に対応します。

1) 高齢者虐待対応実績（令和3年度）

高齢者虐待通報	92件
高齢者虐待対応実人数	116人

2) 権利擁護事業と成年後見制度の利活用支援

認知症高齢者等判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るため、日常生活支援事業（権利擁護事業）をはじめ、成年後見制度や任意後見制度への利活用・促進を図ります。

成年後見制度に関する相談（認知症高齢者）	276件
地域福祉権利擁護相談・援助（認知症高齢者）	5, 721件
（令和3年度長浜市成年後見権利擁護センター実績より）	

2. 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅医療を支える医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。

1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援事業

- ・長浜米原地域医療支援センターのホームページに相談窓口を紹介
- ・医療・介護専門員を配置した相談（令和3年度）

相談者	件数
専門職	10件
一般住民	4件
計	14件

2) 医療・介護関係者研修事業

医療・介護関係者研修 年間5回（オンライン視聴研修会を実施しました）

3) 地域住民への普及啓発事業

- ・地域医療福祉フォーラム 新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
- ・出前講座 内容「住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らすために」
「もしバナゲームをしませんか」

開催回数10回 参加人数200人

3. 認知症施策総合推進事業

高齢者になっても認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関、民生委員・児童民生委員、ケアマネジャー、地域づくり協議会などの社会資源のネットワーク化による支援体制を構築する事業を行います。

令和3年度は、認知症のある人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に集うことのできる「認知症カフェ」の取組推進を支援するため、認知症カフェ支援事業補助金を創設しました。

1) 認知症初期集中支援推進事業

専門職で構成されたチーム員が、認知症が疑われる人や症状の対応に困っている人の自宅を訪問して、症状や生活に支障がでている状況を確認し、受診などの医療の支援や認知症ケアの支援等を、集中的かつ包括的に行っています。

新規訪問支援対象者…12名（令和3年度）

2) 一般啓発事業

「認知症の人とその家族と一緒に歩む市民のつどい」（長浜市支え合いの地域づくりシンポジウムと同時開催）

令和3年12月11日（土） 会場：びわ文化学習センター リュートプラザ

参加者：117人

3) 認知症キャラバン・メイト養成事業

認知症に対する正しい理解と具体的な対応方法を市民に伝える推進役の「認知症キャラバン・メイト」の養成講座を2～3年ごとに開催しています。

令和2年9月17日（木） 会場：湖北福祉ステーション 参加者：42人

（令和3年度は開催なし）

4) 認知症サポーター養成事業

講師役となるキャラバン・メイトが、地域や職域において認知症の正しい理解と見守りをする「認知症サポーター」の養成をする認知症サポーター養成講座を行う住民啓発をしています。

令和3年度認知症サポーター養成講座 開催数：38回 養成サポーター数：1,204人
(認知症サポーター総数 のべ 36,883人 令和4年3月末現在)

5) 認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業

行方がわからなくなり警察に届け出をされた認知症高齢者等の人の情報を、メール配信協力者に提供し、早期に発見につながる支援や見守りを行います。

メール配信協力者 4,566人 (令和4年3月末現在)

事前登録者 延べ 421人 (令和4年3月末現在)

4. 生活支援体制整備事業

高齢者の介護予防、生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを進めるため、生活支援コーディネーターの配置および協議体を設置（活動推進）します。(平成28年4月活動開始)

[生活支援コーディネーター業務委託先]
[市域全域(第1層)協議体]

(福)長浜市社会福祉協議会
長浜市支え合いの地域づくり推進委員会

○長浜市介護認定審査会

1. 概要

長浜市介護認定審査会は、介護保険法に基づき介護保険被保険者の要介護認定および要支援認定に係る審査・判定をする長浜市の附属機関です。

所在地 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所内

2. 構成

医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する人を介護認定審査会委員に委嘱・任命し、多面的な視点による審査を実施しています。

委員数 82人（医療分野30人、保健分野34人、福祉分野18人）

合議体数 16合議体

審査会開催数 184回（令和4年度予定）

3. 審査判定の状況

年度	区分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	取消	再調査	2次判定での変更		
													上方変更	下方変更	変更合計
H29年度	件数	20	443	817	973	1,088	825	696	580	5,442	0	0	170	90	260
	割合	0.4%	8.1%	15.0%	17.9%	20.0%	15.2%	12.8%	10.7%		0.0%	0.0%	3.1%	1.7%	4.8%
H30年度	件数	22	454	904	1,059	1,161	746	671	545	5,562	0	1	184	72	256
	割合	0.4%	8.16%	16.25%	19.0%	20.87%	13.41%	12.06%	9.8%		0.0%	0.02%	3.31%	1.29%	4.60%
R元年度	件数	19	515	888	1,003	1,107	832	638	605	5,607	0	1	191	63	254
	割合	0.34%	9.18%	15.84%	17.89%	19.74%	14.84%	11.38%	10.79%		0.0%	0.02%	3.41%	1.12%	4.53%
R2年度	件数	13	412	628	811	795	592	537	446	4,234	0	0	149	30	179
	割合	0.31%	9.73%	14.83%	19.15%	18.78%	13.98%	12.68%	10.53%		0%	0%	3.52%	0.71%	4.23%
R3年度	件数	13	465	672	924	910	670	562	459	4,675	0	0	135	10	145
	割合	0.28%	9.95%	14.37%	19.76%	19.47%	14.33%	12.02%	9.82%		0%	0%	2.89%	0.21%	3.10%